

一般社団法人タウンスペースWAKWAK

定 款

# 一般社団法人タウンスペースWAKWAK 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人タウンスペースWAKWAK と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、福祉と人権を基調にした市民活動の促進を通して、地域まちづくりの推進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉のグランドデザインづくりとコミュニティ・スペース活用事業
- (2) 高齢者・障がい者・子育て世帯・若者支援のための地域支えあい事業
- (3) 障がい児者の絵画教室及び障がい児者の居場所づくり並びに障がい者の雇用就労支援事業
- (4) 認知症高齢者・障がい児者の成年後見人の養成等のライフサポートにかかる事業
- (5) 障がい者ケアホーム整備事業
- (6) 青少年の立ち直りと健全育成のための事業
- (7) コミュニティボランティア育成のための事業
- (8) メディア・リテラシー推進事業
- (9) 上記事業についての市民活動団体相互及び市民・事業者・行政との連携、協働促進並びに事務受託の事業
- (10) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を 大阪府高槻市 に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、事務所の掲示板に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、又は、団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人、又は、団体

(入 会)

第6条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17条に定める社員総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つめまたは目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けまたは会員である団体、もしくは法人が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。

- 4 前項にかかわらず、社員総会は、正会員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。
- 5 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定めた事項

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び社員総会において選任された議事録署名人2名が署名または記名押印して5年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 第18条の場合も、前項の議事録を作成する。

## 第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第21条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数等)

第22条 当法人には理事を3名以上及び監事1名以上を置く。

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。
- 3 理事のうち、2名以内を副代表理事とすることができ、代表理事を補佐する。

(理事及び監事の選任等)

第23条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって当法人の正会員の中から選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、第1項によるものとする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議により定める。

## 第5章 理事会

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事、副代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
  - (6) 第33条の責任の一部免除及び責任限手契約の締結

(種類及び開催)

第27条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対し

て招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長（ただし、第29条ただし書の場合には、出席した理事）、理事会において選任された議事録署名人2名以上及び監事がこれに署名または記名押印する。

(理事等の責任免除等)

第33条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事または監事の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 基 金

(基金の募集)

第34条 当法人は、正会員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。



(基金の取扱い)

第35条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第37条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第7章 解 散

(解散の事由)

第38条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1 社員総会の決議
- 2 法人の合併
- 3 社員が欠けたとき
- 4 法人の破産手続開始決定
- 5 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第39条 前条第1号の事由によって解散した場合には、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第9章 個人情報保護

(個人情報保護)

第41条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第43条 設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

大阪府高槻市昭和台町2丁目5番7号	岡本 茂
大阪府高槻市津之江町2丁目18番13号	今井 司
大阪府高槻市富田町5丁目16番6号	高井 博史
大阪府高槻市富田町6丁目2番3号	畠山 慎二

(定款に定めのない事項)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人タウンスペースWAKWAK を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印をする。

平成24年2月 6日

設立時社員 岡本 茂 ⑩

設立時社員 今井 司 ⑩

設立時社員 高井 博史 ⑩

設立時社員 畠山 慎二 ⑩